

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月26日発行

Vol.605

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・第17回少年の主張南相馬市大会 -- 2
- ・小高園芸団地引渡式 ----- 2
- ・ひがし地区夏まつり ----- 3
- ・復興支援公演 in南相馬
鹿島灘太鼓 ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 6
- 双葉町 ----- 8
- 福島県 ----- 10

●福島県復興公営住宅入居支援センター

- ・令和5年度第3回
入居者募集のお知らせ ----- 12

●NEXCO東日本

- ・磐越自動車道
会津若松IC～新潟中央JCT
夜間通行止めのお知らせ ----- 18

●三条市News

- ・郡山市議会議員一般選挙
不在者投票をする方へ ----- 19

7/13 木

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

第17回 少年の主張 南相馬市大会

7月13日、市では、第17回少年の主張南相馬市大会を原町生涯学習センターで開催しました。



2ページをご覧ください。

7/13 木

第17回少年の主張南相馬市大会

7月13日、市では、第17回少年の主張南相馬市大会を原町生涯学習センターで開催しました。「少年の主張」は、たくさんの夢や希望を抱いている中学生が、日常生活で感じていることや考えていることを発表する大会です。社会の一員として青少年の自覚を高め、広く社会に目を向ける機会を提供するとともに、大人の青少年への理解と協力を含めることを狙いとしています。

当日は原町第一中学校の生徒2人が司会をする中、市内各中学校6校からの代表者2人が社会や世界に向けての意見、未来への希望などについて発表しました。

審査の結果、最優秀賞は4人に決定し、9月21日に新地町で開催される県大会出場候補者として推薦されました。



7/12 水

小高園芸団地引渡式

小高園芸団地の第2期工事が完了したことから引渡式が7月12日に行われました。

令和元年度から整備を進めていた小高園芸団地は、園芸品目の生産および集出荷、水稻育苗の生産を行うことで、地域住民の帰還促進と営農再開を図る施設です。

令和3年度に第1期工事が一部竣工となりました。今回、第2期工事が竣工する運びとなり全面供用開始することから、南相馬市から管理運営者のふくしま未来農業協同組合へ施設の引き渡しが行われました。



7/23 日

ひがし地区夏まつり

ひがし地区夏まつりは23日、道の駅南相馬で開催されました。パターゴルフ大会や出店、「ジャンケンマン」にじゃんけんで勝つと無料でソフトクリーム引換券がもらえるコーナーなどが設けられたほか、フィナーレには盆踊りが繰り広げられ、多くの家族連れでにぎわいました。



7/16 日

復興支援公演in南相馬 鹿島灘太鼓

7月16日、道の駅南相馬において、茨城県神栖市で活動する「鹿島灘太鼓」による復興支援公演が開催されました。また、昨年の記念公演で募った寄付金の市への贈呈も行われ、「鹿島灘太鼓」の代表者から新田副市長へ寄付金が手渡されました。





南相馬市からのお知らせ

【更新】看護師等合同就職面接会「医療のお仕事面接会」について

7月26日HP更新

▶ 医療のお仕事面接会 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/59/mensetukai20230819.pdf>

市では、市内の医療機関などでの人材不足を解消するため、合同就職面接会「医療のお仕事面接会」を開催します。

医療や介護などの現場で働きたい方、資格がなくても興味のある方はぜひご参加ください。

また、将来的に就職活動をされる看護学生の方の参加もお待ちしています。

会場では、仕事探しや働くための準備などについて専門の相談員に相談できます。

対象者

《面接可能な方》

看護師、准看護師、看護助手（無資格者）、薬剤師、臨床工学技士、臨床検査技師、視能訓練士、医療事務、介護士、介護職員、看護学生

注意 相談だけでもかまいません。上記以外で市内の医療機関などで働きたい方（無資格者）もお気軽にお越しください。

内容

参加医療機関、介護福祉施設ごとにブースを設け、直接面接、相談ができます。

ハローワークの就職相談コーナーも設置します。

参加事業所

1	福島県厚生連農業協同組合連合会 鹿島厚生病院
2	医療法人社団 青空会 大町病院
3	医療法人相雲会 小野田病院
4	公益財団法人 金森和心会 雲雀ヶ丘病院
5	南相馬市立総合病院
6	医療法人伸裕会 介護老人保健施設 長生院
7	医療法人慈誠会 介護老人保健施設 ヨッシーランド

（順不同、敬称略）

次ページへ続きます

開催日時

8月19日(土)午前10時～午後2時 (受付 午前10時から)

場所南相馬市原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」1階集会室
(南相馬市原町区小川町322-1)

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止する場合があります。その際は、ホームページでお知らせします。

当日、受け付けの際に発熱やのどの痛みなどの症状がある方は、参加を見合わせてください。感染拡大防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ

健康福祉部 健康政策課 地域医療推進係

TEL 0244-24-5259

第4回日本子育て支援大賞2023を受賞しました

7月21日HP更新

市の子育て支援策が評価され、7月19日に一般社団法人日本子育て支援協会が選ぶ「第4回日本子育て支援大賞2023(自治体部門)」を受賞しました。

これまで、市では、医療費、保育料、給食費の3つの完全無料化に加え、男性の育休取得促進奨励金、在宅で保育をする保護者への支援金、屋内外のこどもの遊び場の設置、18歳の若者に対する巣立ち応援祝い金および応援ポスターの制作など、ライフステージのさまざまな場面で、こどもと子育てを応援する取り組みを実施してきており、今回の受賞はこれらの取り組みが評価されたものです。

今後も、地域社会全体で連携・協力しながら、子育て世帯を応援し、「こどもたちの笑顔がかがやくまち」の実現に向け、取り組んでまいります。



▶ 南相馬市はこども・子育てを本気で応援します(南相馬市)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/childcare/syoshikataisaku/20981.html>



▶ 日本子育て支援大賞2023受賞一覧(一般社団法人日本子育て支援協会)

<https://www.jcfs-ac.jp/grandprize/prize.html>

**問い合わせ**

こども未来部 こども家庭課 こども企画係

TEL 0244-24-5229



浪江町からのお知らせ

【第五次追補】東京電力による請求書の発送が再開されました

7月26日HP更新

東京電力による請求書の発送が再開されました。 引き続き、ご自身での請求手続きをしましょう！

中間指針第五次追補等による追加賠償について、請求書の発送が7月18日から再開されました。

東京電力へ請求書の発送手続きをしなくても、東京電力で住所が確認できた請求代表者の方については、順次請求書が発送される予定ですが、請求書がお手元に届くまで時間がかかることが予想されます。

東京電力へのお電話や東京電力相談窓口により、ご自身で請求書の発送を依頼することで、お待ちいただくよりも早く請求書がお手元に届く場合があります。

また、ウェブサイトでの請求は、請求書の発送をお待ちいただく必要がなく、システム内で請求が完了します。ウェブサイトでの請求方法については、以下の記載をご参照ください。

引き続き、ご自身での東京電力への請求書の発送依頼及びウェブサイトでの請求をお願いいたします。

▶ 福島県内相談窓口のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18882.pdf>



ウェブサイトでの請求を推奨します

ウェブサイトでの請求は、請求書の発送をお待ちいただく必要がなく、システム内で請求が完了します。

請求書が届くまで時間がかかることが予想されますので、お急ぎの方などは、以下の二次元コードからアクセスしてください。

※ 世帯代表者の方で、これまで賠償請求のお支払いを受けていた方が、ウェブサイトでお手続きできます。

【ウェブサイトによる請求】

・以下の二次元コードからアクセス。



https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html

次ページへ続きます

・世帯代表者の基本情報(氏名、生年月日、電話番号(※1)、お申し出番号または口座番号(※2))を入力しログイン。

※1 東京電力に登録されている電話番号から、ログイン用のパスワードを受け取る必要があります。

電話番号を変更された場合、ウェブサイトでの請求ができない場合があります。

※2 東京電力の賠償金の

「お申し出番号」:世帯代表者の方の、アルファベット+9桁の数字からなる番号

「口座番号」:直近ですでに振り込み先として登録されている口座番号の下5桁

・その後、以下の項目を入力し、請求を進めてください。

(1) 郵送先住所

(2) メールアドレス

(3) 世帯情報 など

【参考資料】

▶ WEBでのご請求に関するよくあるご質問 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18699.pdf>



▶ WEBでのご請求に関する操作手順 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18700.pdf>



▶ WEBでのご請求用ガイド [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18701.pdf>



発送方法の見直し

東京電力は、請求者へ確実に請求書を届けるため、これまでの普通郵便による発送から、**簡易書留**による発送に見直します。

請求書は、以下の表を目安として、順次発送される予定です。

請求状況	発送時期	備考
既に東京電力へ請求書の発送手続きがお済みの方	7月18日から再開	簡易書留にて発送されます。
東京電力へ請求書の発送手続きをしておらず、東京電力で住所が確認できた方	7月下旬から10月	ダイレクトメールの発送がなくなり、直接、請求書が簡易書留にて発送されます。

※ 相当数の賠償の対象者が見込まれ、請求書は順次の発送となります。

お手元に請求書が届くまでお待ちいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

次ページへ続きます 

問い合わせ先

不明な点などがありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※ 電話が大変混雑し、なかなか繋がらない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○中間指針第五次追補決定にかかる精神的損害の賠償に関するご相談専用ダイヤル

 0120-926-470

受付時間：午前9時～午後7時(月～金【休祝日を除く】)

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260



双葉町からのお知らせ

双葉町産業交流センターに、東日本大震災後初のコンビニエンスストアがオープンします

7月26日HP更新

双葉町産業交流センターに新たに「ファミリーマート」がオープンします。

町内では東日本大震災後、初のコンビニエンスストア出店となります。

なお、オープン日は午前8時30分からオープン式典を行い、テープカット後に開店となります。

店名	ファミリーマート双葉町産業交流センターS(サテライト)店
オープン日	8月3日(木)
営業時間	午前7時～午後8時 (オープン日のみ 午前9時～午後8時)
店休日	12月30日～1月3日

問い合わせ

復興推進課

TEL 0240-33-0127

FaCE! S-福島総合環境情報サイト【フェイス】

7月25日HP更新

福島総合環境情報サイト「FaCE! S」は、福島の実環境のいまとこれからについて、皆さまの疑問に総合的に答える国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)の環境モニタリングに関する情報サイトです。

「福島第一原子力発電所事故後に放出されたセシウムは今どうなっているの？」

「これからどうなるの？」

「わたしたちはどのようなことに気をつければいいの？」

「研究や教育のための資料や放射線データはないかな？」

などのそんな疑問などに総合的に答えます。

▶ FaCE! S-福島総合環境情報サイト【フェイス】

<http://fukushima.jaea.go.jp/ceis/>



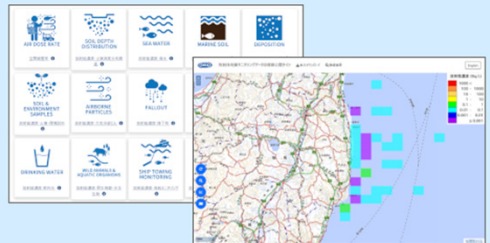
また、サイトには2つのコンテンツがあります。

1. 放射性物質モニタリングデータの情報公開サイト

空間線量率の変化や放射性物質濃度(土壌、河川水、飲料水、海水、食品、野生鳥獣など)の測定値を公表しています。

放射性物質モニタリングデータの情報公開サイト

空間線量率や放射性物質濃度(土壌、河川水、地下水、海水、食品)などのデータを、機関内外から収集し、利用しやすい形で提供しています。



2. 根拠情報Q&Aサイト

「トリチウムはどんなものですか、また人体に影響はありますか？」

「福島の食べ物は安心できますか？」

「福島の野生きのこ、イノシシのセシウムはどのくらいですか？」

「森の中のセシウムは残っていますか？」

などの質問に科学的な情報に基づきわかりやすく答えています。

根拠情報Q&Aサイト

機構や関連する自治体、研究機関の成果をQ&A形式でわかりやすく解説しているほか、特殊な空間線量率、様々な条件下でのケーススタディ等について解析事例を掲載しています。



問い合わせ

住民生活課

TEL

0240-33-0126

福島県からのお知らせ

福島県復興公営住宅の募集対象者の拡大について

7月10日HP更新

7月10日開催の「新生ふくしま復興推進本部会議」において、復興公営住宅の募集対象者の拡大が決定しましたのでお知らせします。

復興公営住宅は、東日本大震災のうち原子力災害により避難を余儀なくされた方のために整備された住宅です。これまで、避難者および被災者の住宅再建を支援するため段階的に募集対象者を拡大してきました。

近年、その入居状況は、新規の入居者よりも避難元への帰還や新たな住まいの確保などにより退去者が多いことから、空き住戸が増えていて、自治会活動などに影響が出ています。

このため、第4回募集(10月)から一部の団地において、さらに募集対象者を拡大(入居要件を緩和)することとしました。

拡大する募集対象者

これまでの募集対象者である東日本大震災および原子力災害による避難者(居住制限者、旧居住制限者、支援対象避難者)や地震・津波被災者に加え、一般の県営住宅と同様の「**比較的所得が低く、現に住宅に困窮している方**」も応募できるようにします。

募集拡大の時期

募集対象者の拡大は、**令和5年度第4回募集(募集期間:令和5年10月2日(月)～11日(水))**からとなります。

「比較的所得が低く、現に住宅に困窮している方」が応募できる団地

令和5年8月末(第3回募集による入居者が確定)時点で、入居率80%以下の団地が対象となります。

募集対象となる団地名、部屋タイプおよび住戸数は、9月中旬頃までに「福島県復興公営住宅入居支援センター」のホームページなどで公表します。

入居申し込み方法について

入居申し込み方法などは、8月中旬頃に「福島県復興公営住宅入居支援センター」のホームページでご案内します。

「比較的所得が低く、現に住宅に困窮している方」の入居要件等

復興公営住宅に入居できる「比較的所得が低く、現に住宅に困窮している方」は、次の全ての要件を備えていることが必要です。

次ページへ続きます 

1. 自ら居住するための住居を必要としている方 [住宅困窮要件]

なお、現在お住まいの住居と同一市町内に存する復興公営住宅へ申し込む場合は、次のいずれかに該当する場合など、現に住宅に困窮している方に限ります。

- (1) 住宅以外の建物や場所に居住している。
- (2) 炊事場やトイレなどの設備が他世帯と共用または無い住宅に居住しており、とても生活が不便である。
- (3) 同居できる住宅が無い場合、配偶者や子どもなどと同居することができない。
- (4) 1部屋に3人以上で居住しているなど、住宅の大きさや間取りなどと世帯構成との関係から、窮屈な居住状態にある。
- (5) 立ち退きを要求されているが、適当な立ち退き先がない。(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除きます。)
- (6) 通勤に1時間以上かかるなど、勤務場所から遠いところに居住している。
- (7) 賃貸住宅などに住んでおり、収入の20%以上の家賃を支払っている。

2. 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含みます。)[同居親族要件]

なお、次のいずれかに該当する方は、「単身」での入居も認められています。ただし、常時介護を必要とする方で、居宅において介護を受けることができない、または受けることが困難であると認められる方を除きます。

- (1) 年齢が60歳以上の者
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障がい者でその障害の程度が次に掲げる程度である者
 - ・身体障がい者 1級～4級までのいずれかに該当する程度
 - ・精神障がい(知的障がいを除く) 1級または2級に該当する程度
 - ・知的障がい精神障がいの程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者手帳所持者(特別項症から第1款症)
- (4) 被爆者(厚生大臣の認定を受けた者)
- (5) 生活保護法に基づく被保護者
- (6) 海外からの引揚者(本邦に引き揚げられた日から起算して5年を経過しない者)
- (7) ハンセン病療養所入所者
- (8) 配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者
 - ・配偶者暴力防止等法第3条第3項第3規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - ・配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- (9) 収入が著しく低額である者であって、かつ、特に住宅に困窮しているために速やかな県営住宅への入居が必要と認められる者

次ページへ続きます 

3. 世帯の収入が、基準収入額以下であること[収入要件]

- ・一般世帯の基準収入額・・・158,000円
- ・裁量世帯(高齢世帯・障がい者世帯・子育て世帯等)の基準収入額・・・214,000円

【基準収入額の算定】

基準収入 = (世帯の総所得金額 - 38万円 × 同居者数 - その他の控除額) / 12

4. 県税を滞納していないこと

5. 過去に県営住宅等に入居していた期間の家賃が滞納されていないこと

6. 暴力団員その他県営住宅の入居者の居住の平穩を著しく害するおそれのある者ではないこと

7. 過去に県営住宅等において明渡し請求を受けた者でないこと

問い合わせ

建築住宅課

TEL 024-521-8187



令和5年度第3回 入居者募集のお知らせ (令和5年10月以降入居予定)

■申込期間

8月1日(火)～9日(水)必着

■対象者

Aグループ

平成23年3月11日時点において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に居住していた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に居住していた方(居住制限者)
- ② 避難指示が解除された区域に居住していた方で、現在、住宅に困窮している方(旧居住制限者)

Bグループ

東日本大震災において被災・避難した次に該当する方で、現在、住宅に困窮している方

- ③ 地震・津波により住宅を失った方(地震・津波被災者)
- ④ 平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに居住していた方(上記Aグループに該当する方を除く)
(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)

次ページへ続きます 

■対象住宅

Aグループの方は募集団地一覧表の対象者欄にAと記載された団地、**Bグループ**の方はBと記載された団地に申し込むことができます。

■注意事項

- ・ 第2希望の団地まで申し込みできます。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
 - 第1順位・・・**Aグループ**の①(居住制限者)
 - 第2順位・・・**Aグループ**の②(旧居住制限者)
 - 第3順位・・・**Bグループ**の③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
- ・ 入居後の**復興公営住宅間の住み替え**は、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・ 補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時に修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

■募集団地

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	
福島市	北信	A B	H26	-	集合住宅	優先住宅(車いす)	2LDK	1	
						優先住宅	3LDK	1	
						一般住宅	3LDK	3	
	笹谷	A		H26	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
	飯坂	A B	H27	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	3	
						一般住宅	2LDK	3	
	北中央	A B	H28	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	1	
						優先住宅	3LDK	1	
	北沢又(ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	3	
					戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1	
	北沢又	A	H28~H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4	
						優先住宅(車いす)	3LDK	1	
一般住宅						2LDK	4		
						一般住宅	3LDK	6	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
二本松市	根柄山 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	5
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	4
	石倉	A B	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						優先住宅(車いす)	3LDK	9
						一般住宅	2LDK	2
	若宮	A	H29	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	9
							3LDK	34
	表 (ペット可)	A B	H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	2LDK	6
川俣町	壁沢 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	3
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	9
郡山市	柴宮	A B	H26	内水	集合住宅 57号棟	優先住宅	2LDK	3
			一般住宅	3LDK	7			
	日和田	A B	H26	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	2
						3LDK	1	
	富田	A B	H26~H27	-	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	7
						一般住宅	3LDK	11
	八山田	A B	H26~H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	8
						一般住宅	3LDK	14
	東原	A B	H26~H27	-	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	7
						一般住宅	3LDK	4
	安積	A	H27	内水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
						一般住宅	2LDK	1
						3LDK	1	
守山駅西 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2	
				2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	11	
三春町	平沢 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	4
					戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	11
白河市	南湖南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	4
会津 若松市	古川町	A B	H26	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						一般住宅	3LDK	7
	年貢町	A B	H27	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	16
						集合住宅 (メゾネット)	優先住宅	3LDK
	白虎 (ペット可)	A B	H27~H28	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	2
戸建て(平屋)						一般住宅	2LDK	1
戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	4					

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
会津若松市	城北(ペット可)	A	H27~H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	1
					戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
南相馬市	北原	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4
							3LDK	7
						優先住宅(車いす)	3LDK	4
						一般住宅	2LDK	18
							3LDK	28
	上町	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
							3LDK	3
						優先住宅(車いす)	3LDK	2
						一般住宅	2LDK	4
							3LDK	18
	南町	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
						一般住宅	2LDK	7
							3LDK	28
	牛越	A B	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						3LDK	11	
優先住宅(車いす)						3LDK	1	
					一般住宅	2LDK	6	
						3LDK	46	
西町(ペット可)	A B	H28	洪水	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	3	
						3LDK	2	
広野町	下北迫(ペット可)	A	H29	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	3
いわき市	湯長谷	A B	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						一般住宅	3LDK	1
	下神白	A B	H26	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
							3LDK	1
						一般住宅	2LDK	12
							3LDK	18
	家ノ前(ペット可)	A B	H27	洪水	戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	6
	宮沢	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	2LDK	4
							3LDK	6
	大原	A	H28	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						一般住宅	2LDK	1
							3LDK	2
	高萩(ペット可)	A B	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	優先住宅(車いす)	2LDK	1
戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)					一般住宅	2LDK	5	
戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)					一般住宅	3LDK	11	
四ツ倉	A B	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1	
					一般住宅	2LDK	2	
						3LDK	13	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数		
いわき市	下矢田	A B	H29	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1		
						一般住宅	2LDK	3		
							3LDK	1		
	中原 (ペット可)	A		H28	洪水津波	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	2	
								3LDK	2	
	中原	A		H28	洪水津波	集合住宅 4~7号棟	優先住宅	2LDK	2	
								3LDK	6	
	勿来酒井 (ペット可)	A		H29	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	2	
	勿来酒井	A B	H29	-	-	集合住宅 2~4号棟	優先住宅	2LDK	2	
									3LDK	1
							優先住宅(車いす)	3LDK	1	
							一般住宅	3LDK	5	
						集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	4	
	北好間 (ペット可)	A B	H29	洪水	-	集合住宅 1~3・5・6号棟	優先住宅	2LDK	1	
							一般住宅	3LDK	4	
	北好間	A B	H29	洪水	-	集合住宅 4・7~16号棟	優先住宅	3LDK	2	
優先住宅(車いす)							3LDK	1		
一般住宅							2LDK	1		
						3LDK	7			
泉本谷	A	H29	土砂災害	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	5		
						一般住宅	3LDK	5		
						一般住宅	2LDK	2		
磐崎	A	H29	洪水	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
						優先住宅(車いす)	3LDK	1		
平赤井	A B	H29	洪水	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
								3LDK	8	
						一般住宅	2LDK	1		
						3LDK	4			
							計	659		

■入居申込書と記入例

- ▶ 居住制限者用 (現在も避難指示が継続している区域に居住していた方) [PDF]
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2887%29.pdf>



- ▶ 旧居住制限者用 (避難指示が解除された区域に居住していた方) [PDF]
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2888%29.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 地震・津波被災者用(地震・津波により住宅を失った方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2889%29.pdf>



▶ 支援対象避難者用(平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2890%29.pdf>



※「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害	
県北	笹谷		0.2m未満			
	北中央		0.2m未満			
	表				警戒区域	
県中	柴宮		0.5m未満			
	安積		0.5m未満			
会津若松	古川町	1m~2m				
	年貢町	0m~0.5m				
相双	西町	0.5m~1.0m未満				
いわき	下神白			1.0m~3.0m未満		
	家ノ前	3.0m未満				
	大原			0.3m未満		
	高萩	3.0m未満				
	四ツ倉	3.0m未満				
	中原	0.5m未満		0.5m~1.0m未満		
	北好間	5.0m~10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域				
	泉本谷				警戒区域	
	磐崎	0.5m未満				
	平赤井	5.0m~10m未満				

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

メールアドレス ffkjss@bz04.plala.or.jp

E49 磐越自動車道 会津若松IC～新潟中央JCT 夜間通行止めのお知らせ

E49 磐越自動車道 会津若松IC～新潟中央JCT間で舗装補修工事などに伴う夜間通行止めを実施します。

■通行止め区間・日時 ※各日夜20時～翌朝6時となります。
※土・日・祝日、11月2日(木)の夜間を除く。

【1】安田IC～新潟中央JCT(上下線) 8月21日(月)～25日(金) 計5夜間
予備日:8月28日(月)～9月1日(金)

【2】新津IC～新潟中央JCT(上下線) 8月28日(月)～9月1日(金) 計5夜間
予備日:9月4日(月)

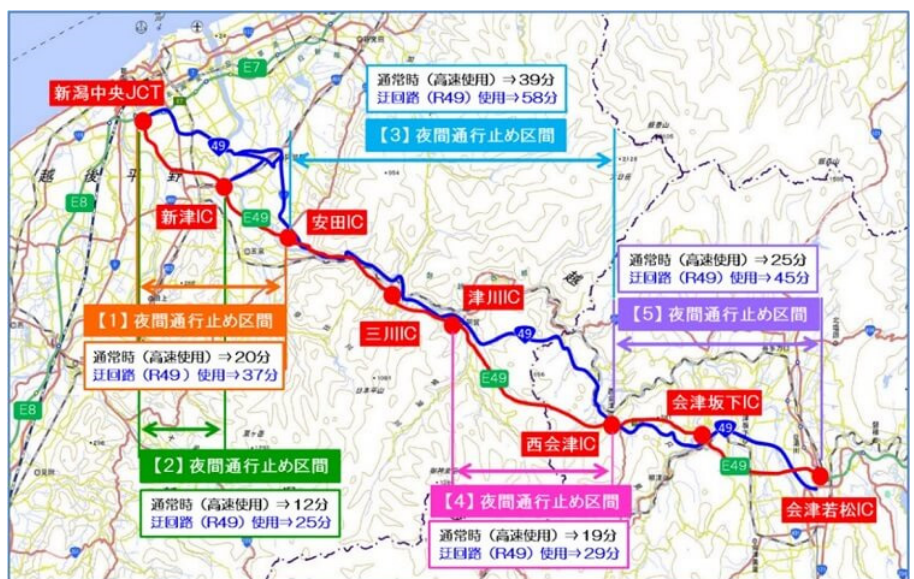
【3】西会津IC～安田IC(上下線) 9月5日(火)～11日(月) 計5夜間
予備日:9月12日(火)～19日(火)

【4】西会津IC～津川IC(上下線) 9月12日(火)～28日(木) 計12夜間
予備日:9月29日(金)～10月6日(金)

【5】会津若松IC～西会津IC(上下線) 10月10日(火)～31日(火) 計16夜間
予備日:11月1日(水)～17日(金)

※荒天時は、予備日に順延します。

※工事実施判断は、公式Twitterなどでお知らせします。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

7月30日(日)告示 8月6日(日)投開票 郡山市議会議員一般選挙 ～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 期間 **7月31日(月)～8月4日(金)**
- 時間 **午前8時30分～午後5時30分**
- 場所 **三条市選挙管理委員会事務局(三条市役所三条庁舎3階)**

手続き



①投票用紙一式を請求する。

郡山市選挙管理委員会から届く「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて投函してください。

②投票用紙一式を受け取る。

郡山市選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会事務局で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郡山市に送る必要があります。投票日当日、郡山市の投票所が閉じるまでに届かないと無効になりますので、早めの投票をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [7/21~7/28]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 南相馬市第三次総合計画 CONCEPTMOVIE
- 03分～ 南相馬市プロジェクト研究 最終発表会
“SA直結SPA構想”講評終了証授与 教授挨拶
- 19分～ ボトルtoボトル水平リサイクル事業協定締結式
- 27分～ 令和5年度相馬野馬追軍者会
- 43分～ ココロ踊る 熱いビーチ! SUMMER FESTA 2023 in 北泉
- 48分～ 博物館通信Vol.9
- 64分～ 相馬看護学校 生徒募集
- 74分～ 地域で笑顔の子育てサポート ファミリーサポートセンター講座のお知らせ
- 86分～ 防災メールの登録方法
- 89分～ リクエストアワーのお知らせ



みゆーくん

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数(2023.7.26現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511